

書ニ依リ之ヲ支拂フ但領收書アルヘキモノハ之ヲ請求書ニ添付スルヲ要ス

第二十一條 旅費日數ハ往復及セ出張地ニ於ケル公用滞在ニ要シタルモノヲ通計シ之ニ一日未滿ノ端數ヲ生スルトキハ四捨五入ヲ以テ之ヲ取捨ス

第二十二條 旅行中若ハ滞在中疾病其他不得已事由ニ依リ淹留シタルトキハ專務理事ノ正當ト認メタルトキニ限り規定旅費ヲ給ス

第二十三條 水路旅行中ハ宿泊料ヲ支給セス陸路六里未滿鐵道五十哩未滿水路三十海里未滿ノ旅行ニアリテハ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外日當ヲ支給セス食事ヲ要スルトキハ一食毎ニ宿泊料ノ三分ノ一ヲ給ス
第二十四條 本人ノ請求アルトキハ前六條ノ規定ニ拘ハラス

實費支拂ト爲スコトヲ得但實費カ規定旅費ヨリ寡額ナルトキニ限ル

第二十五條 旅費ハ出發ニ際シ其概算額ヲ以テ前渡トナスコトヲ得

第二十六條 職員ヲ雇用シ若ハ解任シタルトキ本人カ遠隔ノ地ニ來住スヘキトキハ特別ノ事由アルトキニ限り理事會ノ決議ニヨリ手當ヲ支給スルコトヲ得

附 則

本則ハ大正七年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス

別表第一號

主 事	一級	120,000
	二級	120,000
主 事	三級	100,000
	四級	110,000
主 事	五級	100,000
	六級	100,000
主 事	七級	100,000
	八級	100,000